

プレミアム率
30%

春だヨ!べっぷエール券

取扱店募集

発行総額

13億円
(20万冊)

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活の経済的支援と消費喚起による市内商業の活性化を図ることを目的に、地域限定のプレミアム付き商品券春だヨ!べっぷエール券を発行します。

つきましては、**別府市内の取扱店を広く募集します。**

申込期間

令和4年 **2月15日(火)** ~ **3月4日(金)**

申込み後、実行委員会で審査をし、承認した事業所は取扱店として登録します。

※上記期間を過ぎても令和4年6月30日まで申込は受け付けますが、登録まで時間を要しますので予めご了承下さい。

登録資格

別府市内に店舗等を有し、かつ業界毎に定める新型コロナウイルス感染症対策を施している事業者で、事前登録をした店舗等に限り商品券を使用できるものとします。その他の条件等は裏面をご覧ください。

申込方法

※複数店舗がある場合は、店舗ごとに提出をお願いします。

- **インターネットで申込** : 春だヨべっぷエール券実行委員会が設けた「春だヨ!べっぷエール券専用サイト」からお申込みできます。 [春だヨ!べっぷエール券専用サイト http://www.beppu-cci.or.jp/yell2022/](http://www.beppu-cci.or.jp/yell2022/)
- **専用用紙で申込** : 春だヨべっぷエール券実行委員会(別府商工会議所内)に「春だヨ!べっぷエール券取扱店申込書兼誓約書」を提出してください。なお、申込用紙は春だヨ!べっぷエール券専用サイト(<http://www.beppu-cci.or.jp/yell2022/>)よりダウンロードするか、別府商工会議所までお問い合わせください。(受付時間: 午前9時~午後5時まで ※但し、土日祝日を除く)

取扱店費用

登録料、換金事務手数料等の費用はかかりません。

換金方法

裏面をご覧ください。

商品券について

発行総額 **13億円(20万冊)** (プレミアム率30%)

販売価格 **1冊 5,000円** (額面500円券×13枚=6,500円)
内訳: 一般商店専用券8枚(4,000円分) / 大型店等・一般商店共通券5枚(2,500円分)

販売対象者 **別府市在住者はお一人あたり5万円(10冊まで)**
購入限度額 **別府市外在住者はお一人あたり1万円(2冊まで)**

利用期間 **令和4年4月1日~令和4年6月30日**

利用範囲 裏面をご覧ください

その他

必ず事業規約を確認し、各条項に同意の上お申し込み下さい。



お申込み
お問合せ

春だヨべっぷエール券実行委員会事務局(別府商工会議所内)

別府市中央町7-8 **TEL 0977-25-3311**

インター
ネット
申込



「春だヨ!べっぷエール券」は大分県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業の助成を受け発行しています。

春だヨ！べっぴん券事業規約(抜粋)

登録資格

1. 別府市内に店舗等を有し、かつ業界毎に定める新型コロナウイルス感染症対策を施している事業者とし、事前登録をした店舗等に限り商品券を使用できるものとする。
なお、複数の店舗等がある場合は、店舗等毎に取扱店登録を行わなければならない。また、次に該当する事業者は登録できないものとする。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項4号～5号、第5項～第10項、第13項2号に規定する営業を行っている事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③ 下記利用範囲の利用対象にならないものに記載されている取引及び商品のみを取扱う事業者
 - ④ 別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与する事業者
 - ⑤ 諸法令に抵触する事業者
 - ⑥ 実行委員会にて不適正と認めた事業者

換金方法

● 一般商店

- ① 登録時に指定した指定金融機関（大分銀行、豊和銀行、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、JAべっぴん日出農業協同組合の別府市内各店舗）の営業時間内に、使用済み商品券（実行委員会の指定する処置を施すこと）と登録証を持参の上、指定換金依頼書に必要事項を記入の上、換金手続きを行う
- ② 実行委員会は指定金融機関における毎週最終営業日締めで請求を受けた金額を、翌5営業日以内に事前登録のあった口座に入金する

※換金を行う指定金融機関の本支店に預金口座がない取扱店は、新規に口座開設をしなければ換金を受けることができない。同一金融機関であっても、登録以外の店舗では換金できない。ただし、実行委員会が認めた場合は実行委員会の指定する方法により換金を行う

● 大型店等

- ① 実行委員会事務局（別府商工会議所内）に使用済み商品券（実行委員会の指定する処置を施すこと）を持参の上、指定換金依頼書に必要事項を記入し、実行委員会事務局の毎月最終営業日までに請求する
- ② 毎月末締めで請求を受けた金額を、翌月末日までに事前登録のあった口座に入金する

● 商業施設のテナント

核店舗との協議により、各店舗一括による換金等その方法を個別に定める

利用範囲

商品券は、原則、現金と同等とし、取扱店の全ての商品、サービスの提供などに利用可能とする。但し、商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。また、次のような場合には利用対象にならないものとする。

- ① 現金との換金及びこれに類する行為（商品券との交換や売買、金融機関への預け入れ等）
- ② 換金性の高いもの（ビール券、図書カード、切手、官製ハガキ、プリペイトカード、印紙など）の購入
- ③ 国や地方公共団体等への支払い（税金・電気・都市ガス・水道料金等の公共料金）
- ④ 商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑤ 事業の用に供する支払い（商品の仕入れ等）
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項4号～8号、第5項又は第11項に規定する営業に対する支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑧ 商品券の使用が法令に反するものへの支払い（たばこ等）
- ⑨ 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- ⑩ 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- ⑪ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑫ その他、実行委員会並びに取扱店が特に指定するもの